

今冬の九州電力管内の数値目標を伴う節電期間の見直しについて

平成 23 年 11 月 24 日
電力需給に関する検討会合決定

平成 23 年 11 月 24 日付けで、九州電力が玄海原子力発電所 4 号機の定期検査開始日を法定期限（13 ヶ月）である 12 月 25 日とすることを決定したことに伴い、九州電力の需給バランスを再精査したところ、玄海 4 号機の定期検査開始日までは一定の供給力が確保される見通しとなった。

そのため、「今冬の電力需給対策について（平成 23 年 11 月 1 日第 3 回電力需給に関する検討会合）」で定めた九州電力管内における数値目標を伴う節電期間の開始日を、当初の 12 月 19 日（月）から 12 月 26 日（月）に変更することとする。